

議案第 97 号

琴浦町新型コロナウイルス対策特別金融支援利子補給事業基金条例  
の制定について

別紙のとおり、琴浦町新型コロナウイルス対策特別金融支援利子補給事業基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 7 月 22 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

琴浦町新型コロナウイルス対策特別金融支援助利子補給事業基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に深刻な影響を受けている事業者の借り入れた利子補給金に充てるため、琴浦町新型コロナウイルス対策特別金融支援助利子補給事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。